

労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書

政府が国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、「特定高度専門業務・成果型労働制」（高度プロフェッショナル制度）の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大などの労働時間規制の緩和と長時間労働抑制策や年次有給休暇取得促進などを柱とする内容です。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきです。

特に、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする「特定高度専門業務・成果型労働制」は、長時間過密労働を助長しかねません。

法律案要綱には、長時間労働抑制策や年次有給休暇の取得促進も盛り込まれているが、行政による監督指導の強化や労使の自主的取組の促進など、法的強制力を伴わないため、労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することこそが必要です。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望します。

記

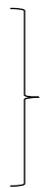
- 1 特定高度専門業務・成果型労働制の導入を撤回すること。
- 2 「時間外労働限度基準」告示を法律へと格上げすること。
- 3 すべての労働者を対象に、「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月29日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣



宛